## 静岡県告示第541号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和4年7月29日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所	事業所の名称	事業所の所在	指定年月日	サービスの	主たる対象者
	の所在地		地		種類	
株式会社駿河	焼津市柳新屋 747番地の1	放課後等デイ サービスする が	焼津市柳新屋 747番地の1	令和4年7 月1日	放課後等デイサービス	特定なし
株式会社クーキーズ	富士市今泉 1873番地の5	多機能型事業 所 Kids Care te+te	富士市緑町8 -8信和ビル Ⅱ 1階	令和4年7 月1日	児童発達支援、放課後等デイサー ビス	特定なし
合同会社P. P. Corp oratio n	富士宮市富士 見ヶ丘357番 地の26	ひとつ。	富士宮市東町 12-15	令和4年7 月1日	児童発達支 援	特定なし